

【地方独立行政法人広島市立病院機構電気設備保安規程】

別表第2（第11条関係）抜粋

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検
受電設備 (含む二次受電設備)	各電気室受電部分となる開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器動作試験		○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器動作試験		○
		内部点検		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、 計器用変成器、電力用コンデンサ、 母線、その他高圧機器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
	配電盤及び制御回路 配電盤及び制御回路	外観点検	○	○
		電圧・電流測定	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
継電器動作測定			○	
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外観点検	○	○	
	観察点検		○	
	接地装置	○	○	
	観察点検		○	
	接地抵抗測定		○	
	配電設備 開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準じる	同左	同左